

令和5年6月19日

生徒・保護者等 様

京都府立清明高等学校
校長 越野 泰徳

令和5年度京都府立高等学校定時制課程教科書及び
通信制課程教科書学習書補助事業の実施について

京都府教育委員会では定時制・通信制教育の振興・充実を図るための施策として、教科書購入代金に対する補助事業を行っています。

教科書補助事業の申請手続等は下記のとおりです。

記

1 対象者

(1) 有職生徒で補助を希望される方

(2) 有職生徒以外の方のうち、求職中又は病気等により職に就けない方で補助を希望される方

※有職生徒とは、定職に就いている方（自営業の従事含む）又は1年間に90日以上パートやアルバイトに就いている方をいう。

2 申請手続

教科書購入代金の補助を希望される場合には、「申請書類」をお渡ししますので令和5年9月6日(水)までに事務室へ申し出てください。

3 申請書提出期限

令和5年9月20日(水)

4 申請書提出先

事務室

5 その他

この制度は、働きながら学ぶ方を補助する制度ですので、現在働いていることの証明（若しくは、働く意志はあるが、事情があって働けないことの証明）が必要です。

副読本（学習書）の補助金は通信制課程のみとなるため、対象外になります。

京都府奨学のための給付金（7月通知予定）を申請する場合は、この補助金を申請することができません。

また、生活保護世帯も生業扶助に教科書代が含まれているため、申請できません。

担当	事務部 下村
電話	075-417-4031